

令和3年3月31日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

「食品表示基準について」の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長及び同局保健医療部健康増進課長から次のとおり通知がありましたので貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

消費者庁食品表示企画課長通知(令和3年3月17日付け消食表第115号)概要

- ・ 今般、食品ロスの削減を推進する観点から、食品表示基準に違反する食品表示の修正方法について、安全性に係る表示事項の修正を除き、適正な表示を記載したポップシール又はネックリンガーを容器包装の任意の場所に貼付又は配置することによる簡便な表示修正を認める運用を始めることとした。食品表示基準の違反をした商品について、当該商品が安易に廃棄されることがないように、この運用の活用を促していただくことを願います。

このことに伴い、また、その他食品表示基準の解釈を明確にすべきと判断した事項等について、食品表示基準Q&Aを一部改正した。なお、食品表示基準Q&A別添玄米及び精米に関する事項の改正については、令和3年7月1日から施行とする。

(消費者庁ホームページ)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/)

食品表示法等(法令及び一元化情報)

法令・政令・府令等

↓

食品表示に係る通知・Q&Aについて

食品表示基準Q&Aについて

↓

第12次改正(令和3年3月17日消食表第115号)

(別紙)新旧対照表